

## 第 20 期

### 計算書類

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 3 年 3 月 31 日

みずほビジネスサービス株式会社  
東京都渋谷区渋谷二丁目13番3号

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>【2,546,255,016】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【1,096,017,616】</b>
現金	58,218	未払金	430,590,589
当座預金	1,162,645,362	未払費用	63,589,357
普通預金	80,437,881	預り金	36,257,770
売掛金	1,188,369,828	未払法人税等	2,729,500
貯蔵品	2,320,180	未払消費税	137,076,600
立替金	2,772,988	未払事業所税	21,420,000
前払費用	67,232,756	賞与引当金	404,353,800
未収入金	27,682,963		
仮払金	288,240		
未収還付法人税等	14,446,600		
<b>【固定資産】</b>	<b>【869,091,565】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【1,221,405,000】</b>
有形固定資産	51,773,904	退職給付引当金	1,193,183,000
建物	2,992,561	役員退職慰労引当金	28,222,000
建物附属設備	14,160,780		
営業用什器	30,582,864	負債の部合計	2,317,422,616
一括償却資産	2,642,517	<b>【株主資本】</b>	<b>【1,097,923,965】</b>
土地	1,395,182	資本金	90,000,000
無形固定資産	67,702,480	資本剰余金	110,000,000
ソフトウェア	39,044,046	資本準備金	70,000,000
電話加入権	16,869,799	その他資本剰余金	40,000,000
会員権	11,788,635	利益剰余金	897,923,965
投資等	749,615,181	利益準備金	2,311,000
差入保証金	1,917,530	その他利益剰余金	895,612,965
長期前払費用	2,859,318	別途積立金	487,186,120
繰延税金資産	744,838,333	繰越利益剰余金	408,426,845
		(うち当期純利益)	(△327,733,327)
		純資産の部合計	1,097,923,965
資産の部合計	3,415,346,581	負債・純資産の部合計	3,415,346,581

## 【個別注記表】

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ・ 棚卸資産  
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物 定額法によっております。  
(ただし、平成 10 年 3 月 31 日以前に取得した「既存建物」については定率法を採用)
- ・ 建物附属設備 定額法によっております。  
(ただし、平成 28 年 3 月 31 日以前に取得した「建物附属設備」については定率法を採用)
- ・ 動産 (リース資産を除く) 定率法によっております。
- ・ ソフトウェア (リース資産を除く) 定額法によっております。
- ・ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。  
リース資産減価償却超過額は、会計上の減価償却額(200%定率法を採用)と税務上の減価償却額(リース期間定額法を採用)の差異を計上する。
- ・ その他 税法の定める方法により償却する。  
※ いずれも、耐用年数及び償却率等については、法人税法に規定する方法と同一基準によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・ 貸倒引当金 売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を適用し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。
- ・ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- ・ 退職給付引当金 従業員(含む執行役員)の退職給付に備えるため、退職金規程に定められた方法により算出した当事業年度末における「退職一時金の自己都合要支給額」を退職給付債務とする「簡便法」を適用し、引当金を計上しております。
- ・ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を引当計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

- ・ 少額・短期リース取引の処理方法      リース取引のうち契約1件当たりのリース料総額が3百万円以下のリース取引及びリース期間が1年以内の取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
  
- ・ 消費税等の会計処理                      消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  
- ・ 資産除去債務の会計処理                  当社は、本社および事業所オフィスの不動産賃借契約にもとづき、オフィス撤退時における原状回復に係る債務を有しております。しかしながら、全ての賃借物件が親会社であるみずほ銀行からのもので、事業所の設置・撤退は同行の方針に沿って進められ、また設置・撤退時の工事内容・費用負担についても同行主導で決定されております。そのため、資産除去債務を合理的に見積ることができないことから、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	15,460株
合計	15,460株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

6. その他の注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：円)

区 分						
短期金銭債権	預金	売掛金	立替金	未収入金	前払費用	計
	1,217,734,234	1,004,835,370	2,800	22,973,479	194,648	2,245,740,531
長期金銭債権						0
短期金銭債務	未払金					
	80,964,925					80,964,925
長期金銭債務						0

※ 関係会社とは親会社であり且つ支配株主でもある（株）みずほ銀行であります。

(2) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

該当する金銭債権、金銭債務はありません。

(3) 関係会社との取引高

(単位：円)

・ 営業取引による取引高の総額	
売上高	11,181,016,276
販売費及び一般管理費	774,967,844
・ 営業取引以外の取引による取引高の総額	288

(4) 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

(単位：円)

・ 繰延税金資産の発生原因別の内訳	
賞与引当金繰入	139,865,979
未払事業税	0
未払事業所税	7,409,178
未払社会保険料	21,995,558
繰越欠損金	154,501,610
退職給付引当金超過額	412,722,000
役員退職慰労引当金	9,761,990
一括償却資産償却超過額	0
リース資産減価償却超過額	0
計	746,256,315
・ 繰延税金負債の発生原因別の内訳	
未収還付中間事業税	1,417,982
繰延税金資産の純額	744,838,333

(5) 1株当たり情報に関する注記

- ・ 1株当たりの純資産額 71,017 円 07 銭
- ・ 1株当たりの当期純利益額 ▲21,198 円 79 銭

(6) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、非積立型の「退職一時金制度」を採用し、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

② 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,110,824,000 円
退職給付費用	224,569,000 円 (割増退職金等を含む)
<u>退職給付の支払額</u>	<u>▲142,210,000 円</u> (割増退職金等を含む)
期末における退職給付に係る負債	1,193,183,000 円

③ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	224,569,000 円
----------------	---------------

(7) 追加情報

① 連結納税制度の適用

当社は、令和3年度より連結納税制度を適用することについて国税庁長官の承認を受けたため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取り扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取り扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

以上